

木造住宅耐震改修等助成制度の拡充

墨田区における木造住宅の耐震改修等の助成^{*1}は、これまでは旧耐震基準の木造住宅を対象としていましたが、令和6年4月^{*2}から、平成12年5月以前の耐震基準の木造住宅も対象となりました。詳しくは墨田区のパンフレット、または下記の担当までお問合せください。

※1 助成制度のご利用には、詳細な条件等があります。

※2 耐震診断は令和6年4月1日から、耐震改修等（耐震診断以外）は令和6年6月1日から拡充しています。

■木造住宅耐震改修等助成制度の新たな対象範囲

旧耐震基準の住宅
～昭和56年5月



新耐震基準の住宅
昭和56年6月～平成12年5月

耐震性に乏しく、大地震時
（震度6程度）の危険性が高い

新耐震ではあるが、2000年基準
を満たしていない要素がある

*現行耐震基準の住宅（平成12年6月～）は、壁の配置バランス、接合金物などの規定が盛り込まれたことで更なる被害軽減効果が見込まれます。

■お問合せ

墨田区都市計画部 不燃・耐震促進課 不燃化・耐震化担当

電話 03-5608-6269

FAX 03-5608-6409

メール funentaishin@city.sumida.lg.jp

窓口 墨田区役所 9階 不燃・耐震促進課

引用：墨田区/木造住宅耐震改修等助成制度拡充のご案内（パンフレット）

住まい何でも相談処



■相談受付

まずはお電話ください。
専門面接相談は事前のご予約が必要です。
窓口での相談も、事前にお電話をいただくと、対応がスムーズになります。

■窓口相談・専門面接相談会場（案内図参照）

墨田まちづくり公社 京島事務所
〒131-0046
墨田区京島二丁目15番5号 京島会館1階

■専門面接相談のテーマ

第2火曜日（午後2時～午後5時）：住宅の新築・建替え相談、建築何でも相談
第3火曜日（午後2時～午後4時）：借地・借家・空き家に関する法律的な相談
第4火曜日（午後2時～午後5時）：耐震改修・リフォーム相談、建築何でも相談
（随時/時間は要相談）：不動産の税金に関する相談



お電話はこちらまで
住まい何でも相談処

☎ 03-3617-2262